二　国の政策における研究所の位置付け及び役割	二　財務諸表の要約
三　中長期目標の概要	三　財務情報
［号細を削る。］	イ　財務諸表に記載された事項の概要
［号細を削る。］	ロ　重要な施設等の整備等の状況
［号細を削る。］	ハ　予算及び決算の概要
［号細を削る。］	ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	四　事業に関する説明
［号細を削る。］	イ　財源の内訳
［号細を削る。］	ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
五　中長期計画及び年度計画の概要	［号を加える。］
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	［号を加える。］
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	［号を加える。］
八　業績の適正な評価に資する情報	［号を加える。］
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	［号を加える。］
十　予算及び決算の概要	［号を加える。］
十一　財務諸表の要約	［号を加える。］
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明	［号を加える。］
十三　内部統制の運用状況	［号を加える。］
十四　研究所に関する基礎的な情報	［号を加える。］
［項を削る。］	3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第十七条　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務実績等報告書）	（業務実績等報告書）
第五条　センターに係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	**第五条**　センターに係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。
事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結
一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに
当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	